

特別養護老人ホーム運営規程

特別養護老人ホーム しょうなあさひが丘

第一章 総則

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人春生会が開設する特別養護老人ホーム しょうな あさひが丘（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態となった高齢者に対し適正な指定介護老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）の提供をすることを目的とする。

(施設の目的及び運営方針)

第2条 施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することをめざすものとする。

2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

名 称	特別養護老人ホーム しょうな あさひが丘
所在地	春日井市庄名町字松原9 1 8－1

(利用定員)

第4条 施設は、その利用定員を100人とする。

2 ユニットの数を10箇所とし、ユニットごとの入居定員を10人とする。

3 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を越えて入所させないものとする。

第二章 人員

(職員の職種・員数及び職務の内容)

第5条 施設に勤務する職種・員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 施設長 1名（常勤兼務）

施設長は、理事長の命を受け、施設の業務を統括し、職員を指導監督する。

(2) 医師 1名（非常勤兼務）

医師の職務は、入居者の診療・健康管理及び保健衛生指導とする。

(3) 生活相談員 2名以上（常勤兼務）

生活相談員の職務は、入退所に於ける面接手続き事務等と入居者の処遇に関すること、苦情や相談等に関することとする。

(4) 介護及び看護職員

介護職員 38名以上

看護職員 4名以上

介護及び看護職員の職務は、介護職員は利用者の日常生活の介護・指導・相談及び援助とし、看護職員は入居者の診療の補助及び看護並びに入居者の保健衛生管理とする。

(5) 管理栄養士 1名 以上（常勤兼務）

管理栄養士の職務は、献立作成・栄養量計算及び給食記録を行い、調理員を指導して給食業務を行うこととする。

(6) 機能訓練指導員 1名 （常勤専従）

機能訓練指導員の職務は、入居者の機能訓練に関することと、それに伴う介護職員への指導などを行うこととする。

(7) 介護支援専門員 1名（常勤専従）

介護支援専門員の職務は、入居者の要介護申請や調査に関すること、サービス計画の作成等、入居者やその家族の苦情や相談に関すること、他のサービス事業者や支援事業者との折衝、地域住民への相談業務などとする。

(8) 事務等 2名以上

事務の職務は、庶務及び会計事務等とする。

(9) 送迎職員等 1名以上

第三章 設備

（設備及び備品等）

第6条 居室

入居者の居室は全室個室とし、全室にトイレ・洗面所を設置する。居室には、ベッド・枕元灯等を備品として備える。

第7条 共同生活室

施設は、ユニット毎に入居者の全員が、食事や機能訓練時に使用できる十分な広さをもつ共同生活室を設ける。共同生活室には、入居者が食事をするために必要な入居者の全員が使用できるテーブル・椅子・箸や食器類などの備品類を備え、また、必要な場合、目的に応じた機能訓練器具などを備える。

第8条 医務室

施設は、入居者の診療・健康管理等のために、医療法に規定する診療所を設ける。医務室には、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療器具を備える。

第9条 浴室など

施設は、浴室には入居者が使用し易いよう一般浴槽の他に要介助者のための特殊浴槽を設ける。施設は、個室のほか、必要に応じて各階各所に洗面所や便所を設ける。

第10条 介護職員室

施設は、居室のある階ごとに居室に近接して介護職員室を設ける。介護職員室には、机・椅子や書類等保管庫など必要な備品を備える。

第11条 その他の設備

施設は、設備としてその他には、洗濯室・汚物処理室・介護材料室・調理室・相談室・事務室・宿直室・会議室・エレベーター・非常階段などを設ける。

第四章 運営

(内容及び手続きの説明と同意)

第12条 施設は、施設サービスの提供の開始に際しては、予め入居申込者又はその家族に対し運営規程の概要・従業員の勤務の体制その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書（看取りに関する説明書を含む）を交付して説明を行い、当該提供の開始について入居申込者またはその家族の同意を得ることとする。

(受給資格等の確認)

第13条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格・要介護認定の有無および要介護認定の有効期間を確認することとする。

2 施設は、前項の被保険者証に法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されている時は、当該認定審査会意見に配慮して、施設サービスを提供するように努めることとする。

(稼働日)

第14条 施設の利用可能な日は毎日とする。休日についてはこれを設けない。

(入退所)

第15条 入所

施設は、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受ける事が困難な者に対し、施設サービスを提供する。

2 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒まない。

3 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合やその他入居申込者に対し適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介するなどの適切な措置を速やかに講ずることとする。

4 施設は、入居申込者の入所に際しては、その者の心身の状況や病歴等の把握に努める。

第16条 退所

施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その入居者及びその家族の希望、その入居者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その入居者の円滑な退所のために必要な援助を行う。

2 施設は、生活相談員・介護職員・看護職員・介護支援専門員等により、入居者について、その心身の状況やその置かれている環境等に照らし、その入居者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。

3 施設は、入居者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供、その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

第17条 入退所記録の記載

施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載することとする。

(介護の基準)

第18条 介護の取扱い

- (1) 施設は、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その入居者の心身の状況に応じて、その処遇を妥当適切に行う。
- (2) 施設は、施設サービスを提供するに当たっては、その施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- (3) 施設は、その従業者が施設サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。
- (4) 施設は、施設サービスを提供するに当たっては、当該入居者又は他の入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。
- (5) 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - 1 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - 2 施設における虐待の防止のための指針を整備する。
 - 3 施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施する。
 - 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (6) 施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図ることとする。
- (7) 施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止する為の体制を整備する。
- (8) 施設は、看護職員、介護職員が医師等と協力しながら、本人又は、家族の同意を得ながら計画を策定して看取り介護を行う。
- (9) 施設は、入居者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入居者の状態に応じた栄養管理を計画的に行う。

第19条 施設介護サービス計画

- 1 施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以後「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者についてその有する能力・その置かれている環境等の評価を通じて現に抱かえる問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 3 計画担当介護支援専門員は、入居者及びその家族の希望・入居者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入居者に対する施設サービスの提供に当たる他の従業者と協議の上、施設サービスの目標及びその達成時期・施設サービスの内容・施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入居者に対して説明し、

同意を得なければならない。

5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、施設サービスの提供にあたる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入居者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

第20条 介護内容

(1) 介護に当たっては、入居者の心身の状況に応じ、入居者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行う。

(2) 施設は、一週間に二回以上、適切な方法により入居者を入浴させ、または清拭をさせる。

(3) 施設は、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行う。

(4) 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、おむつを適切に取り替える。

(5) 施設は、前各項のものの他、入居者に対し、離床・着替え・整容等の介護を適切に行う。

(6) 施設は、日中、夜間等において重要事項説明書に記した通りの職員体制を以って個別ケアの推進にあたる。

(7) 施設は、入居者に対し、その負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

第21条 入居者の食事は、栄養並びに入居者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行うこととする。

(2) 入居者の食事は、当該入居者の自立の支援に配慮し、可能な限り離床して食堂で行われるよう努める。

(機能訓練)

第22条 施設は、入居者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を営む上で必要な機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(健康管理)

第23条 施設の医師及び看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意するとともに、必要に応じて健康保持のための適切な措置を取る。

(入居者の入院期間中の取扱い)

第24条 施設は、入居者について、病院等に入院する必要がある場合であって、入院後概ね三月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、当該入居者及びその家族の希望などを勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与すると共に、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入所することができるようにする。

(相談及び援助)

第25条 施設は常に入居者の心身の状況やその置かれている環境等の適格な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行う。

2 施設は、要介護認定を受けていない入居希望者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入居希望者の意思を踏まえ、速やかに当

該申請が行われるよう必要な援助を行う。

3 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与)

第26条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入居者の為のレクリエーション行事を行う。

2 施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うこととする。

3 施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

(利用料及びその他の費用)

第27条 利用料

(1) 施設が法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。

(2) 施設は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合には、その入居者から利用料の一部として、指定介護老人福祉施設サービスに係わる施設介護サービス費用基準額から施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

第28条 その他の費用

施設は前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける事ができる。

1. 居住費 居室内トイレ設置あり (100室) 別紙のとおり
2. 事務管理費 1,500円 (1ヶ月あたり)
内訳 預金通帳の保管 (やむを得ず当施設にて保管が必要な場合のみ)
預かり金の入出金管理
各種事務手続き代行等
3. 食費 別紙のとおり
4. 入居者が選定する特別な食事 (寿司、バイキングなど) の提供を行ったことに伴い必要となる費用。 3. の金額に加え200円～300円 (1食あたり)
5. 理美容代 カット、ブロー 2,200円～
カット、顔剃り、ブロー 2,500円～
6. 電化製品設置利用電気料

(居室内で個人的に使用を希望する電化製品を設置利用しようとする場合) 80円 (1台1日あたり)

(当施設の電化製品をレンタルし利用しようとする場合【テレビ、加湿器】) 160円 (1台1日あたり)

7. 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め入居者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、入居者の同意を得ることとする。尚、やむを得ない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には予め入居者又はその家族等に対し説明を行い、入居者の同意を得ることとする。

また、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入居者の場合、

その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

8. 施設は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に対して交付することとする。
9. 施設は、居住費について積算当初と運営実態との間に大幅な差異が認められた場合、これを見直すものとする。

(協力病院)

第29条 施設は、入院治療を必要とする入居者のために、予め協力病院を定めておく。

(衛生管理等)

第30条 施設は入居者の使用する食器その他の設備又は飲料水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずると共に、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

- 2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を1月に1回程度、定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- 3 施設は、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止の為、指針を整備する。
- 4 施設は、介護職員その他の従業員に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止の為の研修を定期的に開催する。
- 5 上記に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

(掲示)

第31条 施設は運営規程の概要・職員の勤務の体制・協力病院・利用料その他のサービスの選択に資すると思われる重要事項を、施設の見やすい場所に掲示する。

(秘密の保持)

第32条 施設の職員は、正当な理由なく業務上知り得た入居者またはその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 施設は、施設の職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じることとする。
- 3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する場合は、予め文書により入居者の同意を得ることとする。

(苦情の処理)

第33条 施設は、提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、入居者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じることとする。

(事故発生時の対応)

第34条 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・入居者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じる。

- 2 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償をすることとする。
- 3 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じたときに、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業員に周知徹底する体制を整備する。

4 事故発生の防止の為の委員会及び介護職員その他の従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(緊急時等の対応)

第35条 施設は、現に施設サービスの提供を行っているときに、入居者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに医師または施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第36条 施設は、非常その他緊急の事態に備え、執るべき措置について予め対策をたて、職員及び入居者に周知徹底を図るため、定期的に避難及び訓練などを実施する。

(記録の整備)

第37条 施設は、職員・設備及び会計に関する諸記録を整備しておく。

2 施設は、入居者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から五年間保存するものとする。

(その他の事項)

第38条 施設は、入居者に対して適切な施設サービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定める。

2 施設は、職員の資質の向上を図るため、随時研修の機会を設ける。

3 施設は、職員に対し身分証明書を発行し、職員はその勤務中はその身分証明を携行する事により、入居者又はその家族から求められた時にはこれを提示して身分を明らかにすることとする。

4 施設は、その運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及協力を行う等の地域との交流を深めることとする。

5 事業所の従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密保持を厳守する。

6 従業者でなくなった者についても秘密を保持させるため、その旨を雇用契約内容に明記する。

第39条 この規程に定めるもののほか、施設の運営管理に関して必要な事項は、施設の管理者が別に定める。

附則

この規程は、平成27年 8月 1日から改正する。

この規程は、平成29年 4月 1日から改正する。

この規程は、平成30年 6月 1日から改正する。

この規程は、平成30年 7月 1日から改正する。

この規程は、平成30年 11月16日から改正する。

この規程は、令和 元年 6月 1日から改正する。

この規程は、令和 元年 10月 1日から改正する。

この規程は、令和 2年 6月 1日から改正する。

この規程は、令和 3年 4月 1日から改正する。

この規程は、令和 6 年 2 月 1 日から改正する。

この規定は、令和 6 年 5 月 1 日から改正する。

但し、別紙 1. 居住費及び食費 に関しては、令和 6 年 8 月 1 日から改正する。

この規定は、令和 8 年 8 月 1 日から改定する。

別紙

1. 居住費及び食費は、以下の通りとする。

	負担限度額			第1～3段階 費用額	第4段階 費用額
	第1段階	第2段階	第3段階		
【居住費】	880 円/日	880 円/日	第3段階 1,370 円/日 第3段階② 1,470 円/日	2,066 円/日	3,400 円/日
【食 費】	300 円/日	390 円/日	第3段階① 680 円/日 第3段階 1,420 円/日	1,545 円/日	1,545 円/日

※・・・居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入居者の場合、上記の内、その認定証に記載された各段階・金額に当てはまる1日あたりの料金とする。